

欧州の福祉国家レジームとチェコの老齢年金改革

池 本 修 一

はじめに

チェコ共和国（以下、チェコ）では2010年以降、抜本的な社会保障改革ようやく着手しはじめた。特に老齢年金制度改革に関しては、従来の公的基礎年金制度（1層）と付加的年金制度（3層）に加えて、2013年から追加的に年金制度（2層）が導入されている。2013年6月にミロシュ首相内閣は総辞職し、同年10月下旬に総選挙があり、社会民主党が市民民主党から政権を奪還し第一党となった。しかし議席は26%と過半数に達せず共産党など左派中道政党との連立を模索中である。さらに、社会民主党内では副党首と大統領との秘密会談が明るみに出て、党執行部5名が党首の辞任を画策したことが露呈し、社会民主党内部の主権争いが続いているため、連立内閣成立に時間を要している。社会民主党は、もともと2層導入には積極的ではなかったため、現在改革に着手し始めた年金改革の行方は予断を許さない状況である。いったい中欧諸国、とりわけチェコはどのような国家を目指そうとしているのだろうか？ 本論では、まずポスト福祉国家類型論を整理し、中欧諸国がどこに位置するか探りたい。本論の後半では、具体的にチェコの年金改革を通じてその方向性を検討したい。

1. 欧州の福祉国家像

2013年9月17日に、オランダのアレクサンダー国王は、2014年政府予算案提出の際に議会

演説で「20世紀型の福祉国家は終焉し、『参加型社会』へとってかわる」とスピーチした。同国王の演説後に提出された2014年予算は財政赤字削減のために60億ユーロの追加緊縮策が盛り込まれ、社会保障予算が大幅に削減される見通しとなった。EU諸国はリーマンショック後に経済状況は好転せず、2013年にはギリシャ、イタリア、スペインなどで経済危機が露呈している。

オランダはキリスト教民主主義の影響を受けた大陸型福祉国家に属し、男性稼得者の所得保障を中心に、非営利組織の役割が大きい。同は雇用に大きな弱点を持った大陸型福祉国家の例外に漏れず、近年まで就労不能保険制度を活用した労働力削減策以外に有効な雇用維持政策を持たなかった。ところが、近年のオランダでは、政労使の中央協議制を基盤として、パートタイム労働をてことした女性の労働市場参加や就労不能保険の見直しなど、雇用拡大を軸とした大胆な福祉国家改革を重ねてきている。水島は、一見社会民主主義レジームへの接近とも見えるこの変容において、男女が平等に就労と家族ケアを組み合わせる担い、これを非営利組織がサポートする独自の新たなレジームが進んでいる可能性を指摘している〔水島（2002）〕。

もともと欧州では、第1次世界大戦後に議会制民主主義が広く普及し、民主主義を国民の利害・利益を最大化することを保障するものとして、政治システムの基本という共通認識がある。と同時に多様性・少数派意見を尊重することとともに、

各国の保守派でさえ国民の最低限の生活を保障する制度いわゆる福祉国家の形成に、各国の制度に相違はあっても共通の認識があった。EUの社会保障政策も、たとえば年金政策では、①社会目標との整合性・適正化 (adequacy)、②財政的持続可能性 (financial sustainability)、③新たな社会状況に制度を改革・近代化 (modernization) を共通目標としている。とくに上記①の適正化に関しては、下記3つの目標を掲げている [EU White Paper (2012)] [EU (2012)]。

(1) 市民の見苦しくないまっとうな生活水準 (decent standard of living)、経済的便益 (利得) のシェア、公共、社会、文化的な生活への参加する権利と能力を保証する。

(2) 市民が最低限の生活を維持できる適切な年金給付を実現する。

(3) 異なった世代間および同世代間との連帯を促進する。

1989年の東欧革命とそれに続く1992年のソ連崩壊で東西冷戦が終焉し、西側諸国は共通するソ連という政治的敵対勢力を失い、国際・国内政治での右翼・左翼という伝統的な2項対立が変質した現代では、この見苦しくないまっとうな生活 (decent life) という概念は大きな意味を持つようになる。政治学者のマルガリットはその著書“*The Decent Society*” (1996) の中で、Decent Society という概念を社会機構・制度が市民を (政治的・経済的に) (著者注) 傷つけない社会と定義している。もともと Decent Society は政治哲学の概念であり、人権を保障する社会の形成と容認可能 (acceptable) で快適 (comfortable) な価値あるいは機構・制度を保障することが前提となっている。そして当然ながら満足できる生活水準の保障もその前提条件となっている [Margalit (1996)]。

日本では欧州で盛んに議論されEUの社会保障政策の基本概念となっている Decent Society に関して、民主党に近い政治学者・社会保障専門家のグループ「新しい社会保障像を考える会」による提言「新しい社会保障像の構想」(2008)の総論

部分で、Decent Society に関して下記のように述べている。

社会保障の基本的な目的は、市民相互の連帯によって支えられた国・自治体・地域が、すべての市民に品位ある (decent) 生活を保障し、さらに各人がそれぞれの自律した生をおくことができるよう支援することにある。社会保障は、他者の自律した生 (生活/生き方) を尊重するとともに、その生が損なわれやすいものであることに配慮する市民相互の連帯によって支えられる。そうした連帯の前提となるのが社会統合である。

また同提言のなかには「品位ある生活」に関して下記のように解説している。

「品位ある生活」とは「健康で文化的な」(憲法25条1項)生活あるいは「健やかで安心できる」(1995年社会保障制度審議会勧告)生活の保障という物質的側面とともに、「自尊が損なわれない」という意味での精神的・人格的な側面をも含んでいる。

こうした提言に呼応するかのようには、菅直人首相当時は首相就任後の施政方針演説 (2010年6月、2011年1月) や2010年9月の国連演説で「最小不幸社会の実現」を政治目標とすることを表明した。菅は「平成の開国」とともに推薦する2番目の国づくりとして「最小不幸社会の実現」たとえば失業、病気、貧困、災害、犯罪などの不幸な状況を最小限にすることとしている。もともとこの考えは菅の持論であり2004年の民主党代表選挙でも述べられている。そのなかで国民の生活に必要な最小限の生活は国が無償で提供するという、いわゆるベーシックインカム考えも表明されていた。

前述の欧州の伝統的な福祉国家への親和性と Decent Society の概念や菅直人の「最小不幸社会」の考え方は、ジョン・ロールズの「マキシ・ミン原則」(もっとも恵まれない人々にできる限りの恩恵を与える原則) と軌を一にしている。自民

党政治家が「最小不幸社会」に対抗して最大多数の最大幸福の実現すなわちベンサム功利論に沿った批判を展開した。ロールズは、多数の利益を優先すると少数派や弱者の利益が無視されやすい点を重視する。高度成長期を過ぎた欧州や日本では、市場メカニズムに基づく経済政策と社会保障を両立させて、持続可能な機能する社会制度を構築する点では、EUの政策や「最小不幸社会」論は注目される。しかしながらオランダ国王の「福祉国家の終焉宣言」は、EUの基本政策からの方針転換を意味し、欧州福祉国家論の根底にあるロールズ流の「分配の正義」思想の再検討が政治レベルで広がる可能性をはらんでいる。なによりも欧州は2000年後半からの経済不況から脱却できず、さらに高齢少子化と財政負担という先進国共通が抱える大きな問題を背後に抱えている。

ここで注意しなければならないのはロールズの「公正としての正義」原理である。ロールズによれば「無知のベール」によって制約された合理的選択は、特定の利益を代表せず、私利私欲を働かせる余地がなく構成の条件のもとで正義原則が決定される点で、「公正の正義」と名付けた。この正義は平等な基本的自由の原理（第1原理）と公正な機会均等の原理、格差原理（第2原理）からなる。そのなかで第2原理によって、最も不遇な人々の社会的・経済財が最も大きくなるような再分配が行われることになる。社会保障は最も不遇な人々ないしは社会的弱者が遭遇するリスクに対する「保険」としてのセーフティネットとしてみなされる。また福祉国家に関しては、福祉国家資本主義体制を批判し、資本主義における物的および人的資本の不平等分配を所与として、それがもたらす所得の不平等を緩和するために、国家が事後的に再分配的な課税と移転を行う体制とする。

ロールズの考える福祉国家は、自尊の社会的基礎を設立するための前提として、平等な基本的諸自由と公正な機会均等という2つの理念に基づいて民主主義制度を整備し、物的・人的資本の不平等分配を軽減するように、様々な公共政策を動員

しなければならない。第2に自尊の社会的基礎の中核になす社会保障そのものを消極的・事後的なセーフティー・ネットから積極的・事前的なスプリングボードに変え、労働政策・教育政策・文化政策を含むポジティブな社会保障を考える必要がある。

ロールズ『正義論（改訂版）』の序文には以下のように述べられている。

「福祉国家」が掲げる目標は、いかなる人もそこそこの（decent）生活水準以下に陥らないようにすることであり、また全ての人（たとえば失業手当や医療ケアといった形で）偶発的事故や不運からの一定の保護措置を受け取ることにある。扶助を必要とする人が各期間の終わりに特定される場合、所得の再分配はこうしたねらいにかなうものとなる。

しかしながらロールズは、福祉国家が人々にもたらす不平等をも批判する。

だがこのようなシステムは、甚大な富の不平等、しかも相続譲渡の可能な富の不平等を許容してしまうかもしれない。この種の不平等は政治的諸自由の公正な価値とは両立し得ないし、大幅な所得格差は格差原理を侵害しさえもする。公正な機会均等を守るために何らかの努力がなされるにしても富の格差とそれが容認する政治的影響力の大きさを考えると、そうした（福祉国家における事後的な所得再分配の）取り組みは十分でないか、さもなければ実効性の乏しいものにとどまるだろう。

さらにロールズは福祉国家の陥弊について、『公正としての正義 再説』（2004）第42節第3項に以下のように述べている。

福祉国家型資本主義においては、その目標は、何人も、基本的ニーズが充足されるほどほどの（decent）最低限度の生活水準を下回るべきではなく、誰もが、たとえば失業補償や医療扶助といった、不慮の事故や不運に対する一定の保護を受けるべきだということ

ある。所得の再配分がこの目的に役立つのは、各期の終わりに援助を必要としている人々を固定することが出来るときである。しかし背景的正義がかけており、所得や富における不平等があると、その構成員の多くが慢性的に福祉に依存するような、挫折し意気消沈した下層階級が育つかもされない。この下層階級は、ほったらかしにされていると感じ、公共的政治文化に参加しない。

こうしてロールズは福祉国家を批判した後に、財産所有民主主義あるいはリベラルな社会主義政体をめざすことが望ましいとする。その前提条件としてまず市民が社会の十全な協働メンバーでありうるための生産手段を一握りの人々だけではなく、市民全員の手にはじめから（事前に、著者注）委ねなければならないとして以下の3条件を挙げている。①資本および資源の所有権が相続と譲渡に関する法律によって時間をかけて分散されること、②公正な機会均等が教育や訓練の機会の提供などを通じて確保されること、③諸制度が政治的自由の公正な価値を指示すること、をあげている。そして、ロールズは序文の最後で、こうした体制を構築するためには「各国の歴史的条件や伝統、諸制度および社会的勢力の分布によって決着がつけられるべきである」と結んでいる [ロールズ (2010)]。

ここまでロールズ思想を概略してきた。福祉国家の定義にまで及ぶと、筆者の能力及び本論の目的から逸脱するため別稿に譲ることとしたいが、ここでは、福祉国家をロールズが批判するのは、福祉国家が、社会的弱者や下層階級（ロールズ）に対して事後的・自動的に所得を再分配する点にあることは理解できる。またかれのいう財産所有民主主義体制がいかようなものかも、別稿で検討したいが、上記で述べられている下層階級層が、「挫折し意気消沈」しているかは検討の余地があろう。確かにこうした人々の存在を否定することは出来ないが、既得権益として公的扶助を世代を継続して給付を受けている人々も存在する。

これを貧困の固定化と呼ぶことも可能である。

しかし、福祉国家的資本主義であれ、財産所有民主主義であれ、社会的弱者や貧困層に対して、decentな生活水準の維持は、国家の「最低限の」役割と思われる。その際に既得権益であったり給付基準の緩い給付ではなく、かれらが自立するべく公正な機会均等が教育や訓練の機会の提供などを通じて確保される（ロールズ）政策を実施することは必要であろう。またオランダ国王が言う「参加型社会」がロールズのいう政治への参加論理と軌を一にしているかは検討する余地があると思われる。

2. 多様な資本主義、福祉国家レジームによる国家類型化の系譜

1989年11月の「東欧革命」によって中欧諸国は、社会主義体制から議会制民主主義と市場経済メカニズムを基盤とする国家社会の構築を目指すことになった。チェコ、ポーランド、ハンガリー（およびスロヴァキア）は歴史的経緯、経済水準などの視点からビシエグラード諸国とよばれ、2004年に同時にEU加盟を果たし、社会主義から資本主義体制への体制転換プロセスに関して一応の「到達」を実現したといえる。1948年の社会主義体制成立前には、これらの諸国は歴史的にハプスブルグ帝国（オーストリア・ハンガリー二重帝国）の支配下にあり短いながらも議会制民主主義の成立、産業革命後の工業化などが共通する。またかつてのギルドを中心とした職業別年金制度も存在していた。当時のチェコは、ハプスブルグ帝国内の工業地域の役割を担い、農業国であったポーランドやハンガリーに比較して社会が相対的に均質化していたといわれている。こうした歴史的背景から、体制転換後のビシエグラード諸国における年金制度は、おおむねドイツ型に近い制度を目指すとされていた。

ところでビシエグラード諸国が、体制転換プロセスでどのような国家を目指すのかという類型化の議論は、資本主義の多様性（VOC）の視点か

らも注目されている。包括的な類型化は、欧米の比較経済関連学会でも統一見解あるいは「認知された」見解は未だになく、現在議論されている段階と思われる。

現代の比較資本主義分析の先駆となったのは、ミシェル・アルベールの『資本主義対資本主義』（1991）である。保険制度の概念と成り立ちから欧州の資本主義を、英国を典型例とするアングロサクソン型とドイツ・フランス・北欧を典型例とするライン型に分類した。確かにアルベールの主張は保険概念から資本主義体制を分類する点で多くの示唆を我々に提示しているものの、欧州各国を2つに類型化するには、その対象があまりにも複雑すぎて多様でありすぎる。

資本主義の2類型論として最も精密かつ分析的な議論を展開し、近年の比較資本主義分析をリードしてきたのが、ホールとソスキスが提唱した「資本主義の多様性」（VOC: varieties of capitalism）アプローチである。かれらの分析の中心にあるのは「企業」であり、自らのコア・コンピタンスを発展させるべく、対外的・対内的に他のアクターと関係性を結ぶ「関係としての企業」であるとされる。具体的には、労使関係・職業教育・金融関係・コーポレート・ガバナンス・企業間関係といった諸関係をどうコーディネートし、どう処理するかという「コーディネーション問題」の解決が企業の中心的課題となる。この解決の方法の相違が資本主義の2つの類型が形づくられる。そして、それらの構造の相違は、イノベーションのパターンの相違をもたらし、さらに各国の産業特化や輸出競争力の相違をもたらすと彼らは考えたのである。その分類は、2類型として、「自由な市場経済」（liberal market economics : LMEs）と「コーディネートされた市場経済」（coordinated market economics : CMEs）とし、を示した。前者にはアルベール同様に、英国とアメリカ、後者にはドイツ、フランス、北欧諸国に分類している。二文法的分類による分類の単純化や制度変化・歴史動的な視点の欠如、国内における各種相違や複合性

が無視されているといった批判から、キツェルト（Kitschelt et al 1999）はCMEsの類型を更に3つに細分化した。LMEsはそのままで、CMEsは、同じ調整型の市場経済でも産業ないしサブ産業レベルで調整がなされる北西欧と、系列や財閥のような企業集団別に調整がなされるものを区別し、前者をさらに全国レベルでの調整と部門別の調整に細分する。要するに、同じCMEsでも、コーディネーションの主要単位によって全国型、部門型、集団型に3分し、これにLMEsが加わって4つの資本主義類型を析出した。

- (1) 全国型：全国レベルで産業調整が行われるもの（北欧の労働コーポラティズム）
- (2) 部門型：部門別に産業調整が行われるもの（ベルギー・スイス・ドイツなどのライン型資本主義）
- (3) 集団型：企業集団別に調整が行われるもの（日本・韓国）

また、ポントゥソン（Pontusson 2005）は、CMEsの概念を再検討し、労使の団体交渉制度、社会福祉・雇用保障の公的供給のように労使の妥協点を制度化している資本主義を「社会的市場経済」（SMEs : social market economics）と名付け、これを制度化が進んでいないLMEsと対置させている。SMEsには大陸型SMEsとしてドイツやスイス、ベルギー、オランダが含まれ、北欧型SMEsにはデンマークやスウェーデンなどの北欧諸国が含まれる。CMEsが労使を共通にくくったうえで企業コーディネーションのあり方に焦点を当てたのに対して、SMEsは労使コンフリクトや政治的権力に焦点を当てた呼称である。日本は企業コーディネーションのあり方ではCMEsではあるが、他方で労働組合も労働運動も弱体で階級妥協の制度化が進んでおらず、公的福祉の供給も低く、SMEsではありえないという。

たしかにキツェルト、ポントゥソンの研究はこれまでの2分類という単純化からは解放されているが、基本的に企業を比較対象としており社会保障制度の比較検討が弱いものになっている。

またレギュレーション学派第1世代のロバール・ボワイエは、調整様式の特徴から資本主義を「市場主導型」、「メゾ・コーポラティズム型」、「公共的／欧州統合型」、「社会民主主義型」の4つに分類した。レギュレーション派第2世代のブルーノ・アマブルは、早くから国際比較や多様性を考える基軸的な視点として、各国の技術競争力のあり方に注目していた。技術競争力のうちには各国のマクロ・パフォーマンスや制度的特徴が反映されていると考えたからである。

アマブルは科学セクター（アイデアの生産）、技術セクター（アイデアの人工物への転換）、製造セクター（人工物の商業品への転換）の相互作用のあり方によって、製造セクターでの技能、イノベーション能力、産業競争力や産業特化のパターンの特徴が形成されると考えた。そして、イノベーション特性が効果的に形成・維持されるためには、これを取り巻く諸制度のなかでも、教育・訓練制度、金融制度、労使関係制度の3つが決定的に重要であり、またこれらは相互補完関係にあるとしたのである。

かれは、国際比較にさいして核心に置かれるべき1国ないし1社会の基本単位を、イノベーション特性と制度特性との複合システムとしてとらえ、これを「社会的イノベーション・生産システム」(social systems of innovation and production : SSIP)と名付けた。そして、資本主義の類型化にあたっては、このSSIPを核心に据えつつも、さらに広範囲に製品市場や社会福祉のあり方をも視野に入れ、製品市場・賃労働関係・金融・社会保障・教育という5つの制度の総体を分析することが必要としたのである。そしてアマブルは資本主義を、「市場ベース型」、「アジア型」、「大陸欧州型」、「社会民主主義型」、「地中海型」の5つに類型化した。アマブルの独自性は、膨大な研究データのもと、単一的な視点ではなく、多数の制度領域を考慮に入れた比較分析を提起していることであり、またこの理論を多数の先進諸国に適用していることにある。アマブルは『五つの資本主義』

において資本主義モデルの5類型を析出したが、それ以前に、アマブル（1997）での理論分析と国際比較作業から「資本主義」について数個の型の区別が導かれており、それは「社会的イノベーション・生産システム」social systems of innovation and production (SSIP)と名づけられた。なぜ諸経済を差違化する点で制度が「重要となる」ことが多いか、なぜそのことが諸国の科学的・技術的・産業特化への帰結をもたらすのかという問いに対しアマブルらが出した結論は、異なる制度的特徴は異なるイノベーション能力と関係づけられるべきであり、異なった産業特化パターンと関係づけられるべきだということであった。

社会的イノベーション・生産システムは、科学、技術、産業、教育・職業訓練、労働市場、金融という6つのサブシステムにつき、それらの間の相互作用に関する特定の形態およびパターンとして定義される。各々のサブシステムは諸制度および諸組織形態の特殊な混合によって特徴づけられる。山田（2008）はSSIPの独自性として、ボワイエ的な五つの制度諸形態との対比から従来あまり明確な位置づけを与えられなかったイノベーション特性（科学－技術－産業）を中核に据えたこと、また、賃労働関係（教育・社会保障を含む）、貨幣形態、競争形態あたりを中心にして、それらの補完的総体のうちに制度特性をみたことの2点を指摘している。

アマブルの「社会的イノベーション・生産システム」SSIPの4類型の概略は以下の通り。

(1) 市場ベース型 SSIP

このSSIPの中心にあるのは、企業間および個人間の競争の原理である。行為主体は主として市場メカニズムによってコーディネートされ、市場メカニズムはこのモデルの基盤をなす決定的な経済関係を形づくる。それゆえこのモデルの競争力は、行為主体に与えられるインセンティブの強さや、インセンティブに反応する行為主体の能力に立脚している。諸個人は規制緩和された労働市場

から高収益を期待しつつ、教育・職業訓練に投資するのであり、その労働市場では技能の需要いかに大きな資金分散が生じうる。諸企業は規制緩和された製品市場から高利潤を期待しつつ、イノベーションを起こしていくのであり、その製品市場では新規参入者に好都合な激しい競争が可能となっている。知的所有権は厳格な特許制度によって保護されている。金融市場をベースとしたシステムは、新技術をもった企業を創設するのに好都合であり、企業コントロール市場を通して企業経営を規律づける装置として作用する。このモデルに近い諸国は、知識がコード化され、競争力にとってドラスティックなイノベーションが極めて重要であるような諸活動や、サービス活動に特化する。

(2) メゾ・コーポラティズム型 SSIP

労働市場は大企業グループというメゾ・レベルで内部化されており、特殊な賃金設定慣行や特殊な型の雇用安定がある労働者もいる。金融関係は企業をして、長期戦略の樹立を可能にする。企業活動はグループ内部でコーディネートされ、そこから漸進的なイノベーションの実行が可能となる。教育システムは一般的技能へと方向づけられており、特殊な技能は内部異動とOJTを通して、グループ内で獲得される。このモデルに近い諸国（日本）は、高熟練労働力や良好な作業調整が必要とされるような複雑な工業財において有利となる。急進的および科学ベース的なイノベーションを基礎とした諸活動では、このモデルは弱いとしている。

(3) ヨーロッパ統合／公共型 SSIP

他の資本主義類型化における分析に比べ、この国別グループは最も見慣れないものだが、アマールによれば、公的介入やヨーロッパ統合過程によって、通例は異なったカテゴリーに納められていたいくつかの国々が近接してきたという事実を示すものであるという。このモデルでは、イノベーションへの推進力やそのコード化と管理において、公的制度が決定的役割を演じ、それは経済

調節過程の中心に位置する。社会民主主義的構図と違い、政労使の三者交渉ははるかに困難であり、特化は大部分、交通通信インフラ・健康等のみならず、一時的・軍事的な巨大公共プログラムといった公共支出に発する需要に由来する。教育システムと同様、基礎研究は主に公的になされ、その結果、研究成果の民間セクターへの移転可能性や、職業訓練と民間企業ニーズとの緊密なフィットネスといった点で問題がある。銀行による信用割当においては、伝統的に公的規制が役割を果たしてきた。この銀行ベース型の信用システムは、小企業や新規企業よりも大企業を優遇する傾向にある。このモデルでは、イノベーション・生産・信用といった分野での動的な需給調整に際しては、公的当局が重要な行為主体となる。

(4) 社会民主主義型 SSIP

労働組合と経営団体は社会的パートナーの利害を立派に代表しており、両者は互いに有利な妥協について交渉するに十分な力をもっている。状況に応じた教育・職業訓練システムによって、よく訓練された競争力のある労働力が提供される。この型に近い経済は開放小国の経済であり、それは高度な生活水準を維持するために対外的な競争条件に適応しなければならない。包括的な福祉国家が、労働再編成にかかわるリスクから諸個人を保護している。こうした経済は健康や環境関連の諸活動において競争優位をもつ。

以上、4つのSSIPを見てきたが、これらは1980年代末ならびに1990年代はじめのデータを中心に実証分析が中心となっており、その時代性（先進諸国の激しい制度変化）から、当時、発達した諸経済の変遷や、市場ベース型への収斂、ありうるSSIPの変質といった問いが提起されたため、アマールをはじめとする研究者によって新しい分析が行われ、そこからSSIPsの洗練された類型論へとつながった。その結果、実証分析は21カ国まで拡張され、6つのSSIPsが識別されることになった。

(1) 市場ベース型：アメリカをはじめとするアングロサクソン諸国に加え、ノルウェーが加わる。

(2) 社会民主主義型 SSIP：北欧諸国がこのグループに入るが、ノルウェーが除外される。

(3) メゾ・コーポラティズム型 SSIP：日本のほかに韓国が加わる。

(4) ヨーロッパ統合型 SSIP：すでにこの SSIP に属するグループからなるが、イタリアが除外され、ベルギーとアイルランドが加わる。

(5) 上記第4の SSIP の「アルプス」型変種。オーストリア、スイスからなる。

(6) ヨーロッパ型 SSIP の「地中海」型変種。スペイン、イタリア、ギリシャ、ポルトガルを含む。

アマーブルはこの新しい SSIPs の展開を見て、それぞれの SSIPs はそれらの特有の特徴を維持しただけでなく、市場ベース型への収斂は起こっていないことを確認したが、SSIPs が不変のままとどまったとは言えないという。サブシステム分析をすると、いくつかの市場ベース型メカニズムが多くの経済にいつそう深く浸透したことがわかり、それは金融部門と労働関係のサブシステムに集中していることが見て取れるとし、SSIPs の漸進的な転換を示しているとした。

これらの方法によって得られた理論的基盤と、諸研究にみられる従来の資本主義の特徴づけを基礎として、著者は、資本主義についての5類型が存在すると断定した。市場ベース型モデル、社会民主主義型モデル、大陸欧州型モデル、地中海型モデル、アジア型モデルである。それぞれのモデルに該当する国家は次の通り（表1参照）。

(1) 市場ベース型：アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア

(2) 社会民主主義型：スウェーデン、デンマーク、フィンランド

(3) 大陸欧州型：ドイツ、フランス、ノルウェー、スイス、オランダ、アイルランド、ベルギー、オー

ストリア

(4) 地中海（南欧）型：ギリシャ、イタリア、ポルトガル、スペイン

(5) アジア型：日本、韓国

また図1、図2は定性的にみた特徴による分類であるが、アマーブルはさらに、OECDの膨大な資料を利用しつつ、各種制度を一定の基準に従ってスコア化し定量化する。そこから最終的に、各国を市場軸（横軸）と福祉軸（縦軸）からなる平面上にプロットした [Amable 2003: p.204]。ここでは、市場軸とは市場が自由化されているか規制されているかを意味し、福祉軸とは福祉国家が発達しているか否かを意味する。ここでは、さまざまな資本主義が「市場」と「福祉」を基準として分類されているが、山田は（山田2008）において、アマーブルが期せずして析出したこの両基準は、市場＝「資本原理」、福祉＝「社会原理」として、たんに類型化のための基準だけでなく、資本主義そのもの－さらに広げれば人類史一般－の動因と変容を理解するための視角として役立つものだと評価している。つまり、「資本原理」は、人々を誘惑する、新しい物産や価値をもたらす進取と革新の（それと同時に不安定な）原理であり、「社会原理」は、安定性をもたらす（それと同時に停滞性をもつ）原理として、それらの両原理が対抗しあい、そしてなおかつ補完し合ってきた結果、近代史が展開されたということである。

山田は、アマーブルの研究を以下のように評価している [山田 (2008)]。

(1) ホール／ソスキスのいう LMEs（市場ベース型）の諸国は同質性が高く、他のモデルとははっきり区別される。これに対して CMEs（大陸欧州型、社会民主主義型、アジア型）は決して同質的諸国から成っておらず、異質性が高い。つまり LMEs 以外を CMEs として一括することは無理がある。

(2) 市場の自由化度という点で「市場ベース型」の対極にあるのは「アジア型」、「大陸欧州型」、「社会民主主義型」のいずれでもなく、「地中海型」

表 1. 現代資本主義の 5 モデル

現代資本主義のモデル	制度領域					比較優位産業	代表的例示国
	製品市場	労働市場	金融	福祉	教育		
市場ベース型	規制緩和されていて競争圧力が高い	フレキシブル化（解雇・賃金設定の自由）	株式市場中心，即応性はあるが忍耐強くない資本	リベラル福祉国家モデル，すなわち低福祉	競争的教育システム，一般的技能中心	バイオ情報 航空宇宙	アメリカ イギリス
アジア型	大企業を中心に「統御」された製品市場競争	大企業を中心に統制された労働市場，長期雇用慣行	銀行ベース，メインバンクによる長期金融	社会保障は低水準	私立の高等教育制度，企業による社内教育	エレクトロニクス 機械	日本 韓国
大陸欧州型	競争的ないしゆるやかに規制された製品市場	調整された労働市場，それほどフレキシブル化されていない	金融機関ベース，忍耐強い資本	発達した社会保障，コーポラティズム・モデル	公的教育制度，技能教育はそれほど充実していない	特になし	ドイツ フランス
社会民主主義型	貿易立国の小国が多く，対外競争圧力は大きい	労働のフレキシビリティはけっこう大きい	銀行ベース	きわめて高度な社会保障，普遍主義モデル	高度な公的 技能教育	健康関連 木材	スウェーデン フィンランド
地中海型（南欧型）	強く規制された製品市場	強く規制された労働市場，社会保障の代わりに雇用保障	銀行ベース	限定された福祉国家	教育制度の弱さ	繊維衣服 皮革	イタリア スペイン

（出典）アマール（2003），山田（2008）

である。その限りでは、しばしばなされる英独対比、日米対比、米国－北欧対比は相対化される必要がある。

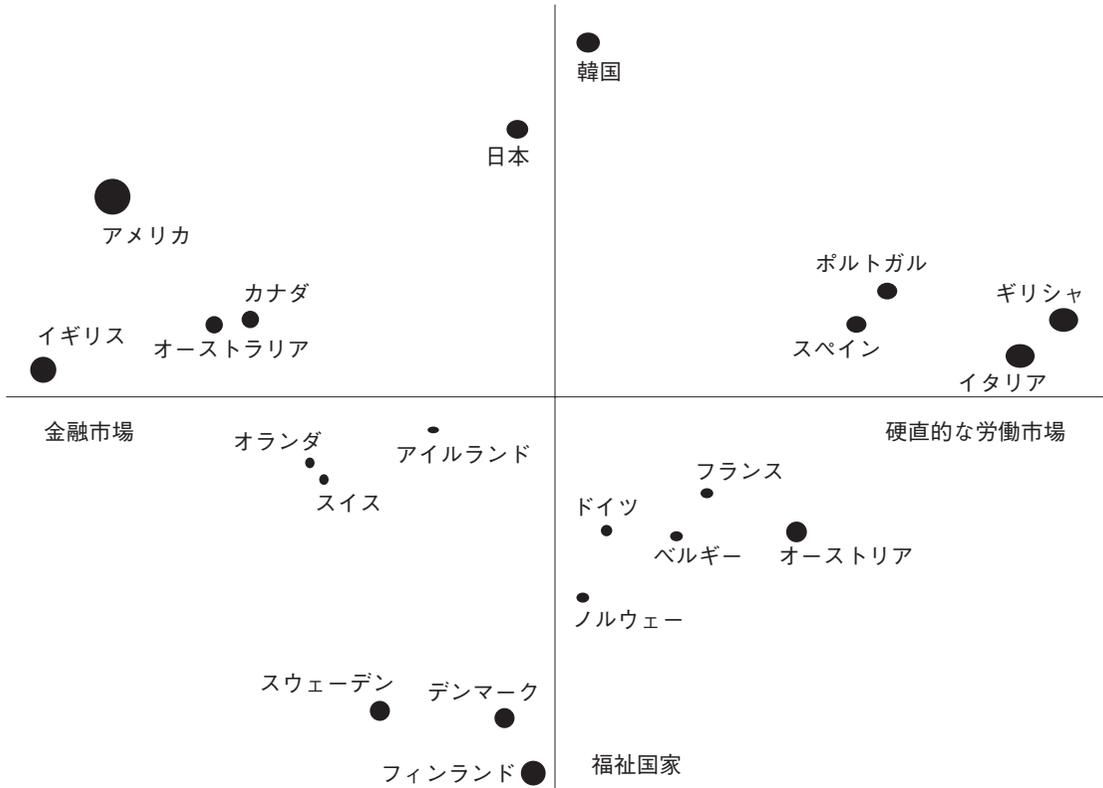
(3) 福祉国家という点で「社会民主主義型」の対極にあるのは、「市場ベース型」ではなく「アジア型」である。

(4) 大陸欧州型ということでドイツとフランスが同じモデルに属することになったが、これはホール／ソスキスにおけるフランスの欠如という難点を克服している。同じくイタリアも、地中海型のうちに場所を与えられている。

(5) 大陸欧州型（特にドイツ）はライン型（CMEs）の代表とされ、しばしばアングロサクソン型（LMEs）の対極にあるものとされるが、しかしこの5モデル配置のなかに置いてみると、大陸欧州型が5モデルの中間点（原点近く）に位置しており、相対的に中庸を得た（特徴のない）モデルだといえる。したがって、しばしば独米対比がなされるが、ドイツがどこまでアメリカと対照的になのかは、諸国全体のなかで冷静に判断される必要がある。

(6) 大陸欧州型は、市場のフレキシビリティ（横

図1. アマールによる諸国の定量的位置



(出典) アマール (2003)

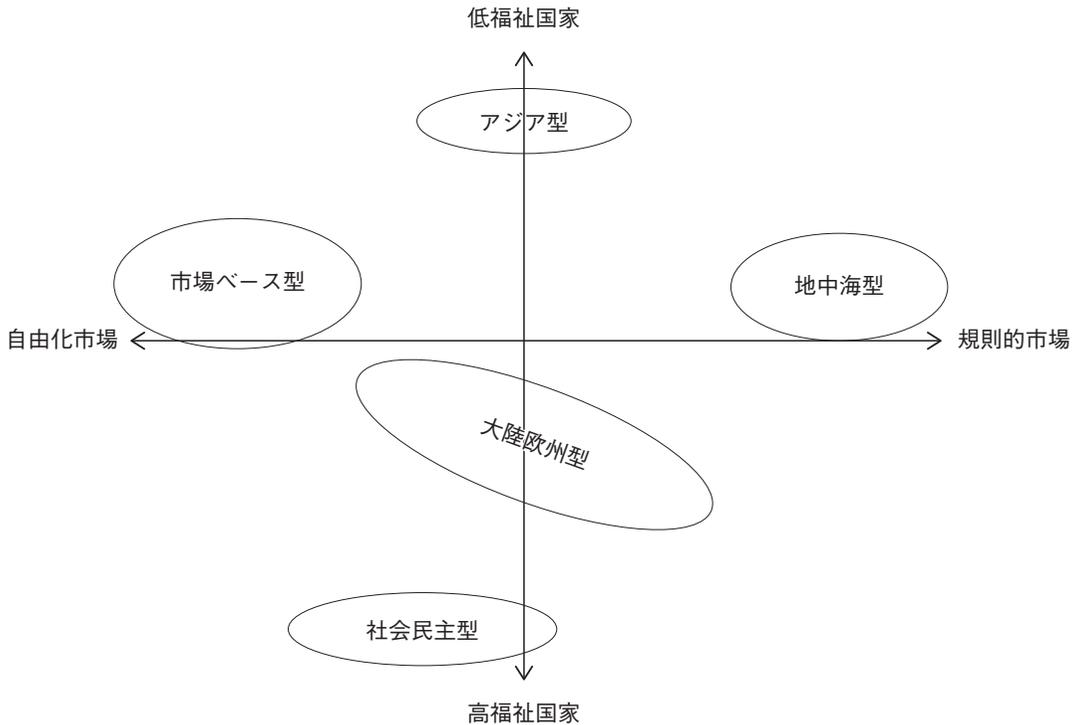
軸) の点では、市場ベース型と地中海型との中間点に位置しているが、福祉国家(縦軸)では社会民主主義型とのトーンダウン・ヴァージョンをなす。大陸欧州型は社会民主主義型に比べて、社会保障は小さいが雇用保障(長期雇用)は大きい。地中海型になると、社会保障はさらに小さくなるが、雇用保障(長期雇用)はさらに大きくなる。

(7) 個別の諸国についていえば、アイルランドは英語国民であるが、他の英語圏諸国と違って大陸欧州型に属する。ノルウェーは北欧諸国のひとつであるが、少なくとも近年は社会民主主義型ではなく大陸欧州型にクラスター化される。

最後になるが、社会保障を中心として福祉国家の類型化として研究しているのがエスピン・アンデルセンである。1990年に『福祉資本主義の3

つの世界』を発表して多様化している福祉国家の類型化を、脱商品化、社会的階層化、脱家族化(国家、市場、家族の相互関係)の3つの指標に分けて、自由主義的福祉レジーム、社会民主主義的福祉レジーム、保守主義的福祉レジームの3つのタイプの福祉国家に先進諸国特に欧州の福祉国家を類型化した。まず脱商品化は市民が市場にどれだけ依存しないで生活できるかという視点から、現役労働者の平均収入に対する老齢年金給付比率、平均給付受給を受けるための拠出期間または雇用期間、年金拠出における個人負担の割合をスコアリングしている。社会階層化は、労働者間の給与や給付などの格差を社会保険制度の種類、公務員年金への政府支出、報酬比例か一律支給かなどの給付制度などをスコアリングする。最後の脱家族化は、具体的なスコアリング方法は明らかではな

図2. 市場軸・福祉軸からみた5モデルの位置



（出典）アマール（2003），山田（2008）

いが、女性が自立した所得を持ち男性稼得者にどれだけ依存するかを分析する。こうした指標を基に、アンデルセンは3つのレジームに先進諸国を分類した [アンデルセン（2001）]。

（1）自由主義的レジーム

アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、アイルランドなどで、脱商品化は低く、ミーンズテストをもとに社会保障制度を構築し、普遍的な一律給付の割合が低い。給付基準は相対的に低く、市場を通じての指摘な福祉システムを政府が奨励・支援している。

（2）社会民主主義レジーム

スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、デンマークなどで、政府の諸政策は政労使の協調すなわちネオ・コーポラティズムを基本とする。普遍主義に基づき、市民は単一の普遍的社会保険システムに編入され、高度の脱商品化を実現している。家族への依存を低く個人の家族からの独立を

前提とする。

（3）保守主義的レジーム（大陸ヨーロッパモデル）

ドイツ、フランス、オランダ、ベルギー、オーストリアなどで、職域組合、企業など共同体による所得比例給付と政府による最低保証を組み合わせている。家族（男性稼得者）を中心とする血縁、組合の役割が強い。脱商品化は自由主義レジームと社会民主主義レジームの中間に位置する。職域組合などを基本としているので垂直的所得格差は維持されている。

宮本はアンデルセンの類型化に関して、（1）分類方法が多面的・立体的であり、その結果、現実の福祉国家レジームのもつ多様性を十分に反映できる、（2）制度の入り口（インプット）よりも中身（アウトプット）に注目して福祉国家を国際比較している、（3）アンデルセンが分類対象としたのはOECD加盟先進国に絞られて旧社会主義国（中東欧）や日本以外のアジア諸国が含まれてい

ないと、評価している [宮本 (1997) (2002) (2003)].

3. 国家類型論の整理と中欧諸国

前節で代表的な国家類型論を概観してきた。その研究業績は枚挙にいとまがない。ここでは、アンデルセンやその後の研究者は、3つの類型化に当てはまらない日本、オランダ、南欧に関して、日本は、自由主義レジームと保守主義レジームの中間、オランダは保守主義モデルと社会民主主義モデルの中間、南欧は保守主義レジームのサブレジームとして位置付けている。またイギリス、オーストラリアは自由主義レジームと社会民主主義レジームの中間と修正しているが、中間形態の指摘が多くなるほど類型化の価値があいまいになり、本来の分析の一貫性が小さくなるだけでなく、前述のアマールブの言う5つの資本主義と変わらない。

山田はサピールを引用して、アングロサクソン型、欧州大陸型、地中海型、北欧型に分類した。欧州をアンデルセンのように3つに分類する場合は、南欧諸国を説明することが難しく、その後の類型論ではサピールのような4類型が主流となっている [山田 (2011)].

(1) アングロサクソン型

社会補償制度はラストリゾート（最終手段、筆者注）と位置付けられ、相対的に政府規模は小さい。イギリス、アイルランド、アメリカ

(2) 欧州大陸型

社会保険方式を基本として、非労働力に対する給付と老齢年金が充実している。オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ

(3) 地中海型

老齢年金が充実し、早期退職を促進している点の特徴。ギリシャ、イタリア、ポルトガル、スペイン

(4) 北欧型

社会保障が一般的に重質している。保育政策や積極的労働市場が特に充実している。デンマー

ク、フィンランド、スウェーデン、オランダ

類型化の指標の相違はあるものの、欧州に関してはこの4分類が現在の標準だと思われるが、山田久 (2011) は社会保障構造と経済成長の関係に関して、日本総合研究所の実証分析をもとに、アングロサクソン型は、年金、医療、介護関係の支出が少なく、民間事業者間の競争が促進され、経済パフォーマンスが優れているとする。北欧型は、歳出規模は大きいものの、歳出構造をみると積極的労働市場政策や保育政策など、就労促進的で現役世代を支援する内容が多い。この結果、現役世代がリスクを取りやすくなり、経済パフォーマンスが優れていると評価する。年金など引退世代向け支出規模は国際比較をすればさほど大きくないとする。大陸型は引退世代向け支出が多く、北欧型と並んで大きな政府となっている。

山田久は、社会保障規模は、年金、医療、介護など主に引退世代向け支出の大きさによって決められており、政府支出規模が小さいほど経済パフォーマンスは向上する。しかし北欧型は政府規模が大きいにもかかわらず、支出構造が現役世代向けで雇用促進的であれば経済パフォーマンスを向上させるとする。山田はチェコ、スロヴァキア、ポーランド、スロベニアなど中東欧を含む欧州、東アジア31か国のデータをもとに重回帰分析を行い、この仮説が有意であると導いている。ただし、雇用促進的支出を際限なく大きくしても限界があることをスウェーデンの経験をもとに留意している [山田 (2011) (2012)].

同様にベアタ・ファルカス Beata Farkas (2012) は、上記の4分類に東欧モデルを構築するにあたって、中東欧諸国の抱える共通の特色として (1) 国内資本の不足、(2) 市民社会形成の未熟性、(3) EUや世界銀行などの国際機関の大きな影響力、をあげている。またポチューチュク Potucek (2013) は、中東欧諸国の市民社会の未熟性について、(1) 社会主義時代の社会政策の失敗による社会連帯意識の欠如、(2) 政党政治による議会民主主義制度の未経験、(3) 行政府の能力不足、(4)

東欧革命直後の混乱のもとでのネオ・リベラリズムの急激な中東欧への移入，などによって，市民は政府や権威に対して信頼をいまだに有さない社会が続いている，と指摘した。チェコにおいて2013年10月の総選挙後の社会民主党の混乱が見事に露呈し，政治不信がますます深刻化した事例は，ポチューチェクの指摘が見事に正鵠を得たものになっている。

国際機関の影響については，確かにポーランドとハンガリーは，社会主義時代から対外債務規模が大きく，経済支援の観点から，IMFや世界銀行が体制移行に伴う諸改革に大きな影響を及ぼしていたことは事実である。年金改革に関しても世界銀行の提言を基礎にポーランド，ハンガリー，スロヴァキアは3層式の年金スキームを構築した。対照的にチェコは，伝統的に対外債務が少ないこと，90年代に実権を握ったクラウス首相・大統領（いずれも元職）が，国際機関の介入を嫌っていたこともあり，移行に伴う諸改革や年金モデルに国際機関の影響は小さい。しかしながら中東欧諸国は，EU加盟の収斂条件に財政赤字などの諸条件をクリアにすること，市場システムを機能させる諸制度・諸法規を整備するだけでなく，民主化などの政治面での勧告をしているため，国際機関のなかでは2000年以降EUの影響が大きかったといえる。

もともと中欧諸国はハプスブルグ帝国の支配下にあり，隣国のドイツの歴史的影響も大きく，ビスマルク型社会保険方式が第2次世界大戦前から導入されていた。社会主義体制下では，鉱山労働者，軍人などと一般労働者との給付水準が異なることはあったものの，普遍的な一律給付型の年金が導入された。1989年の東欧革命後は，前述の国際機関の介入程度によって異なるが，ドイツ型の職種別年金制度を基礎年金として導入したブルガリアを除いて，中東欧諸国では，公的基礎的年金はビスマルク方式の伝統から社会保険方式を採用している。2層，3層の年金スキームは，各国によって制度が異なるものの（たとえば任意か強

制かなど），確定拠出，積立方式，ファンド型によるスキームが導入されている。ポチューチェクによると，少子高齢化，国家財政負担軽減のために基礎的公的年金（1層）を，基本スキームとしていたチェコとスロベニアにおいても，2013年からチェコではようやく2層導入を開始し，スロベニアも国家財政破綻問題が露呈したため社会保障改革の見直しに着手し始めるなど，両国ともに転換点を迎えている。

4. チェコの年金制度

4.1 年金制度の概略

チェコの老齢年金制度は，体制転換後，これまで公的基礎年金（1層）と民間年金ファンド（3層）の2階式であった。ポーランド，スロヴァキア，ハンガリーでは早々に世界銀行のイニシアティブの下，3階式の年金制度を導入したのと同様であった。2層部分が強制加入方式であるのか任意加入方式なのか，職業別なのか全国民対象なのかなどのスキームの違いはあるものの，老齢化や年金制度の財政的問題を斟酌すると3つの年金制度の構築が望ましいというのが世界銀行やEUの方針であった。

第1層の公的年金に関しては，加入資格は原則として一般被用者であり，財源は社会保険方式の賦課方式（PAYG）を前提として赤字の場合には国家財政からの補填がある。スキームは原則として確定給付型（DB）で，運営管理主体は労働社会省および社会保険庁となっている。

支給開始年齢は，1995年に基礎年金保険法が改正され，旧制度に比較して段階的に遅らせることとなった。すなわち旧制度（1995年末までに年金受給資格を受けた場合）では，年金支給開始年齢は男子60歳，女子53（子供5人以上）～57歳（子供なし）であったが，新制度では2012年1月現在で，1950年生まれの男子62歳6ヶ月，女子55歳8ヶ月（子供5人以上）～61歳（子供なし）となっている。男性は1996年以降，1年ごとに1964年生まれまで2カ月，女性は4カ月

に支給年齢を遅らせる。したがって1965年生まれ以降の男性は65歳、1968年以降の女性は62歳（子供5人以上）～65歳（子供なし）に引き上げられる予定である。2010年末時点で、老齢年金正規受給者は181.7万人（部分的受給者など全ての老齢年金受給者は224.5万人）、平均老齢年金受給額は正規受給者月額10485コルナ、部分的受給者月額8985コルナ、総年金支出額は約3398億コルナで対GDP比9.3%（2009年）、2010年の所得代替率はネットで53%と、ここ数年間同水準となっている。

公的基礎年金の財源は、賦課方式のため被用者からの徴収が基盤となっている。年金拠出率は2004年以降、雇用人21.5%、被用者6.5%合わせて28%（2004年までは26%）となっている。保険料は年金特別会計に計上され、国家財政からは独立している。1994年から1996年までは年金会計は黒字であったが1997年の経済危機を契機に2003年まで赤字を計上したため、国家財政からの補填が行われた。2004年には黒字（106億コルナ）に好転し、2005年にも89億コルナの黒字を計上している。こうした安定した財政状況は、2000年以降に好転した経済発展と2004年に保険料率を2%引き上げたことによる。後述する政治状況などの背景もあるが、チェコの公的高齢年金制度（1層）が、基本的に機能し、改革が進展しなかったのは、こうした財政的状況が大きな要因となっていた。しかしながらリーマンショックを契機とした2000年代後半に欧米を襲った経済危機はチェコにも波及し、年金収支をみると2008年には26億コルナの赤字から2009年には約370コルナの赤字に転落した。

ここで、年金改革を理解するために、チェコの政治状況を簡略したい。1989年に社会主義体制が崩壊して1990年6月に非共産党新政権が発足した。議会の多数を占めた市民フォーラムは、非共産党政権樹立を求める大多数の市民が支持した暫時的な政治団体であり、下院議員も旧共産党員から自由主義を支持するグループまで多種多様で

表2 年金収支 (10億チェココルナ, %)

年	収入	支出	収支
2005	258.33	251.77	6.56
2006	276.91	277.78	- 0.87
2007	304.93	295.03	9.90
2008	320.03	317.43	2.60
2009	310.31	347.14	- 36.83

(出典) MPSV(2010).

あった。その後市民フォーラムは分裂し、現在に至るまで右派の市民民主党と中道左派の社会民主党の2大政党を中心に、左派の共産党とその他多数の少数政党が乱立する構造となっている。その政治構造は、大きく市民民主党を中心とした右派と社会民主党を中心とした左派で議会が拮抗しており、現在に至るまで議案は1票および数票差などきわめて僅差で採決されることが多く、これが社会政策など重要案件の抜本的改革推進の大きな足かせとなっていた。しかしながら2010年の総選挙では下記のように、与党連合のODS, TOP09, VVの議席数が118議席、野党のCSSD, KSCMが82となり、これまでの与野党拮抗という政治状況が崩れた。これによりODSを中心に年金を含む社会保障改革に政府は着手が可能となった。2011年4月に社会保障政策全般を管轄する政府機関（労働庁 Urad prace CR）が設置され、労働雇用、家族支援、公的扶助、障害者支援などを充実させることとなった。これに伴う諸法規が2012年1月より発効し、年金改革に関してもこれまでの1層と3層の2階制度から2層部分を新たに導入する全3階の制度導入が、2013年1月より実施された。また社会保障制度を充実させるために、政府は2012年にすべての政府管轄社会サービスを一元化管理するために社会保障カードを発行する予定となった。

4.2 第3層付加的年金制度

ここで第3層をみてみよう。1994年に第3層

にあたる付加的年金保険法は下院を通過し、これまでの公的年金のみで構成されていた老齢年金制度にあらたに民間の年金ファンドの設立が承認され、2層式の年金制度が設立された。もともとチェコでは、クラウスのイニシアティブによって、国有企業の私有化をめぐり、国民にクーポン（株式と交換できる有価証券）を配布して一挙に私有化を実現する方式が採用された。国民が直接、株式の売買をすることが可能ではあったが、40年間の社会主義体制下で生活していた一般国民は、株式の売買に関する知識を有するはずはなく、そのために中間金融媒介機関としてクーポンの管理・運営するために投資ファンドの設立が92年に承認され、この投資ファンドが国民の配布されたクーポンの大半を集める結果となった。

1990年代前半、右派の市民民主党や内外の投資家等を中心に、年金分野民営化の主張が強く存在し、彼らは、投資ファンドや年金ファンドを起爆剤として、チェコの資本市場の活性化を目論んだのである。年金ファンド設立にはこのような背景があるのであるが、前述の投資ファンドは、その後、投資ファンド法の不備により、投資ファンドの活動がきわめて不透明でスキャンダルが相次いだために、欧米の資本家がチェコの資本市場から相次いで撤退し、1994年の経済危機の引き金となったといえよう。そのためにこの年金ファンド制度は、クラウスの意図と大きくかけ離れた国家が年金ファンドへ大きく関与した「国家主導のファンド」という色彩が強い。

年金ファンドの概要は以下のとおり。加入者資格は任意方式を採用し就業人口の約70%の361万人が加入している（2010年）。財源は各民間年金ファンドが独自の戦略で運営し、スキームは確定拠出型（DC）となっている。2013年現在に営業しているのは9ファンドであり、95年には44を数えたファンドも財務省と証券取引委員会の指導により営業不振のファンドの清算あるいは他のファンドとの統合が進んでいる。逆に年金ファンドの資産総額は1459億コルナを超え、増加傾向

を示している（2010年）。

平均拠出率は、年金ファンド加入者については総月賃金の2.5%で、これに国家が同1%補助している。月平均拠出額をみると、加入者が2006年で431コルナ、国家補助が102コルナとなっている。この国家による財政支援は拠出額に応じて決められており、月100 - 199コルナ拠出している場合には固定支給額50コルナ + 100コルナを超える額の40%であり、拠出額が500コルナを超える場合には国家補助金は一律150コルナとなっており、こうした点が国家主導の年金ファンドスキームといわれる背景である。以上のように年金ファンドは順調に発展しており、政府は税控除基準を雇用者、被雇用者サイドともに緩和させることでさらなる加入者の増加を目指している。

4.3 年金改革の動き（第2層を中心に）

前述のような政治状況が現在に至るまで続いているため他の中欧諸国のような抜本的年金改革が実現していない。2004年以降、年金改革のための特別委員会が何度も設置された。特に2000年に設置された特別委員会では、委員会のコーディネータのヴラジミール・ベズデクを中心にレポートを発表した。しかし右派の市民民主党と左派の社民党・共産党との意見に大きな溝があったといわれており、複数の改革案が併記された結果となった。そのなかでもチェコで導入されていない2階部分の年金制度の設立に関する提言は、現在に至るまで影響を与えている。それによると、2層部分は、基礎年金を補完するもので、基本的に強制加入、職域・職業別を対象とし、積立型、確定拠出方式の年金制度となっていた。こうした流れの中で、2010年1月には年金に関する専門家助言フォーラム（Porani expertni sbor）が、財務大臣、社会労働大臣によって設立された。同フォーラムは2010年6月に、上記のベズデク案を基本とした2階部分の年金制度導入で基本合意し、そのなかでも強制加入か任意かの2つの選択肢をもつ案を発表した。ネチャス首相は、2つの

案の中で任意加入案を採用し、2013年1月からの導入の準備を始めている。このスキームは社会労働省によると、スロヴァキアで導入された2階部分のスキームに類似しているといわれている。しかしながら2013年10月の総選挙で、強制加入案を支持する社会民主党が優勢となり、年金改革はこの総選挙の結果によって大きく変更される可能性もある。

2層導入に当たり、従来の1層スキームでは被用者は賃金の6.5%を賃金から拠出していたが、2層が導入されるに当たり、その拠出率は3.5%となり、差し引き3%は2層に回されることになった。2層では新たに賃金の2%を拠出し、計5%が被用者の選択した6つの年金ファンドのうち選択したファンドに支払われることになった。2013年は、1層にとどまるか2層を新規加入するかを選択する年である。資格者75万人のうち2013年7月現在で7万5000人が2層式を選択した。こうしてみると強制加入でないために2層の参加者が年内に大きく増えるとは考えにくい。

おわりに

中欧諸国、チェコはどういう国家をめざすのであろうか？ポチューチェクが指摘するように、チェコでは政治的不安定性はいまだに解消せず、年金改革がどのような方向に行くのか、現在のところ不透明である。ポチューチェクは中欧諸国では、基礎的年金（1層）とともに2層の構築が重要であると指摘している。その理由として（1）チェコでは65歳以上の人口が15.2%（2012年）であり、40年後は65歳以上の人口が2倍になると予測される、（2）年金会計だけでなく国家財政赤字が顕在化する、（3）1層だけに依存した年金スキームの脆弱性、（4）現存する3層の給付が十分でないこと、などがあげられる。

以上の理由から、年金スキームの持続可能性を高めるために、2層の導入・充実が必要であることは、中欧諸国共通の課題である。しかしながらハンガリーでは、年金会計の破たんにより1層へ

の統合が決定している。ポーランド、スロヴァキアでは拠出率の引き下げ（将来的な廃止も含め）が進められていて、現実逆行しているように思われる。ビシグラーダ諸国における年金制度の持続可能性が、なかなか実現できていないことを、この事実は示唆している。

チェコでは、2層、3層の役割が大きくないことを考慮すると、職域別の年金制度ではないが、概して大陸型福祉国家レジームを基本としていえるのではないだろうか。そして中欧諸国は、共通して社会保障関連政府支出（対GDP比%）がEU平均と比較してその3分の2と低く、特に老齢年金支出はEU平均を下回っている。その点を考慮すると、アンデルセンが予測しているように中欧諸国は、大陸型保守主義レジームから自由主義的福祉レジームに向かう可能性もあるし、3つのレジームの中間に向かう可能性もある[Potucek (2013)]。

ネチャス前首相は、若い世代に負債を残さないために社会保障改革は必要であり、若い世代に無責任な負債を残さないと、施政方針演説で述べている。そのための2層式年金制度の導入につながっているのであるが、その前途は決して明るくない。Decent lifeを維持するために、外国資本の機械工業誘致政策が飽和状態に至っている中欧諸国は、北欧型のような積極的雇用促進政策導入などあらたな取り組みが必要となろう。

参考文献

- 新しい社会保障像を考える会（2008）「新しい社会保障像の構想」『世界』2008年6月。
- R. ボワイエ（1990）『入門・レギュレーション』山田鋭夫訳、藤原書店。
- （2005）『資本主義対資本主義』山田鋭夫訳、藤原書店。
- （2011）『金融資本主義の崩壊』山田鋭夫他訳、藤原書店。
- E. アンデルセン（2001）『福祉資本主義の3つの世界—比較福祉国家の理論と動態』、ミネルヴァ書房。

- 埋橋孝文編（1997）『現代福祉国家の国際比較』日本評論社、宮本太郎 第7章『現代福祉国家の類型論と日本の位置』。
- （2003）『比較の中の福祉国家』ミネルヴァ書房、宮本太郎 第1章「福祉レジーム論の展開と課題」。
- M. アグリエッタ（1989）『資本主義のレギュレーション理論』若森章孝訳、大村書店。
- M. アルベール（1996）『資本主義対資本主義』小池はるひ訳、竹内書店新社。
- 片山信子（2008）「社会保障の国際比較」『レファレンス』平成20年10月号、国立国会図書館調査および立法考査局。
- 塩野谷祐一他（2004）『福祉の公共哲学』東京大学出版会。
- J. ロールズ（2010）『正義論』（改訂版）、紀伊國屋書店。
- （2004）『公正としての正義 再説』岩波書店。
- チェコ労働社会省（2004, 2006, 2008）, *Pojistnematematicka zprava o socialnim pojistení, Ministerstvo prace a socialnich veci*.
- （2002）*System Duchodoveho Pojisteni v CR*, Ministerstvo prace a socialnich veci, 200.
- （2010）*The Expert Advisory Forum's Final Report*, Ministerstvo prace a socialnich veci, June 2010.
- （2012）*Reform steps in the field of labour and social affairs in 2011 and 2012*, Ministerstvo prace a socialnich veci, 26th January, 2012.
- B. アマーブル（2003）『五つの資本主義』山田鋭夫訳、藤原書店。
- P.A. ホール, D. ソスキス（2007）『資本主義の多様性』山田鋭夫他訳、ナカニシヤ出版。
- 水島治郎（2002）「第3章 大陸型福祉国家：オランダにおける福祉国家の発展と変容」宮本太郎編著『福祉国家再編の政治』ミネルヴァ書房。
- 宮本太郎編（2002）『福祉国家再編の政治』ミネルヴァ書房。
- 山田鋭夫（1995）『レギュレーション・アプローチ』藤原書店。
- （2008）『さまざまな資本主義』藤原書店。
- 山田鋭夫, R. ボワイエ（1999）『戦後日本資本主義』藤原書店。
- 山田久（2011）「我が国社会保障制度の課題と欧米皮革から見た改革の方向性」『Business & Economic Review』2011年9月号、日本総合研究所。
- （2012）『市場主義3.0』東洋経済新報社、第2章「市場主義2.0」の原型—知られざる北欧モデルの実像』。
- Beata Farkas（2012）“The Central and Eastern European model of Capitalism and its performance during the current crisis”, the Workshop of EU Economy, 日本大学経済学部, 2012年12月。
- EU : ANEX（2006）*Synthesis Report on Adequate and Sustainable Pensions, Annex Country Summaries*, [COM（2006）62Final]。
- EU : TEC（2006）Commission Staff Working Document, EU, Feb.2006, *Synthesis Report on Adequate and Sustainable Pensions, Technical Annex*, [COM（2006）62Final], Commission Staff Working Document, EU, Feb.2006 .
- EU White Paper（2012）*An Agenda for Adequate, Safe and Sustainable Pensions*, EU, 16th February 2012.
- Maigalit（1996）*The Decent Society*, Cambridge Univ. Press.
- Martin Potucek（2013）*Transition of Visegrad countries: success, failure, or muddle through*, The Workshop of Nihon University, 日本大学経済学部, 2013年7月11日。

